

胚凍結保存期間延長に関する同意書

日本医科大学付属病院  
院長殿

以下の付帯条項につきまして十分理解しましたので、20\_\_年\_\_月\_\_日に凍結保存した胚の保存期間延長をお願いいたします。

1. この書面を以って戸籍上の婚姻関係の継続を証明する。
2. 凍結保存の期間は、20\_\_年（3・9）月末日までとする。この期間を超えて更に保存を希望する場合は、延長手続きを行う。ただし、保存期間延長に伴う胚への影響に関して当施設は一切の責を負うものではない。
3. 保存延長を希望しない場合、保存期間中に婚姻関係が終了した場合（離婚、夫婦のどちらか片方が死亡または行方不明）、あるいは妻の生殖年齢を超えた場合には、別途『凍結保存胚破棄に関する同意書』を提出するものとする。
4. 保存期間の延長手続きなく、当院への連絡なく1年以上が経過した後には、凍結胚の処分権は当施設に帰属することとする。
5. 胚の保存期間内に天災等の不慮の事故で保存胚を損傷もしくは喪失した場合、当施設による補償は行わない。
6. 当施設が生殖医療業務を取り扱わなくなった場合、凍結胚の保存と移植が可能な施設へ業務委託することとする。

20 年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

夫氏名（自署） \_\_\_\_\_ 印

妻氏名（自署） \_\_\_\_\_ 印

説明医師（女性診療科・産科） \_\_\_\_\_ 印

患者交付用

## 胚凍結保存期間延長に関する同意書

日本医科大学付属病院  
院長殿

以下の付帯条項につきまして十分理解しましたので、20\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日に凍結保存した胚の保存期間延長をお願いいたします。

1. この書面を以って戸籍上の婚姻関係の継続を証明する。
2. 凍結保存の期間は、20\_\_\_\_年（3・9）月末日までとする。この期間を超えて更に保存を希望する場合は、延長手続きを行う。ただし、保存期間延長に伴う胚への影響に関して当施設は一切の責を負うものではない。
3. 保存延長を希望しない場合、保存期間中に婚姻関係が終了した場合（離婚、夫婦のどちらか片方が死亡または行方不明）、あるいは妻の生殖年齢を超えた場合には、別途『凍結保存胚破棄に関する同意書』を提出するものとする。
4. 保存期間の延長手続きなく、当院への連絡なく1年以上が経過した後には、凍結胚の処分権は当施設に帰属することとする。
5. 胚の保存期間内に天災等の不慮の事故で保存胚を損傷もしくは喪失した場合、当施設による補償は行わない。
6. 当施設が生殖医療業務を取り扱わなくなった場合、凍結胚の保存と移植が可能な施設へ業務委託することとする。

20 年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

夫氏名（自署） \_\_\_\_\_ 印

妻氏名（自署） \_\_\_\_\_ 印

説明医師（女性診療科・産科） \_\_\_\_\_ 印